

議案第60号

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月29日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
60号	1

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第2条 守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成26年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正
する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同
項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
60号	2

提案理由（議案第60号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、内閣府令の一部が改正されたこと及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことから、本条例における引用条項の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
60号	3

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

60号	議案
4	頁数

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 (3) (略) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u> が定める指針 2 (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 (3) (略) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u> が定める指針 2 (略)
(特定地域型保育の取扱方針) 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u> が定める	(特定地域型保育の取扱方針) 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u> が定める

指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

議案	頁数
60号	6